

品質表示を行い飼料の販売量を増やしませんか？

－国産飼料広域供給対策のうち広域供給対策－

<事業概要>

国産飼料の販売・流通を促進するため、品質表示を行い国産飼料の販売拡大を行う国産飼料生産者に奨励金を交付します。

<対象者>

国産飼料を生産し、品質表示と販売拡大を行う

- ・農業者
- ・農家組織（農事組合法人、農業者2戸以上からなる集団等）
- ・公共牧場

<交付対象>

- ①牧草、青刈りとうもろこし、ソルゴー：8,300円/トン以内
 - ②子実用とうもろこし：12,200円/トン以内
- 前年度から販売を拡大した重量（現物）が対象。



<主な要件>

- ①前年又は当年産の国産飼料で、品質表示を行い事業実施年度の2月10日までに販売の報告が完了したもの

※品質表示は可消化養分総量、水分、粗たんぱく質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、可溶無窒素物を必須とし、畜産農家の需要に応じ項目を追加することを推奨します

- ②目標年度の販売量又は販売額を事業実施前年度比で5%以上拡大させること
- ③国産飼料生産者と畜産農家の契約期間の要件はありませんが、長期的な取組を推奨します
- ④重複支援できない事業

- ・水田活用の直接支払交付金
- ・畑作物産地形成促進事業

等で対象となった飼料作物の重複する支援は不可

くわしくはこちら

要綱・要領をご覧ください

農林水産省HP「飼料関係予算について」



<問い合わせ先>

農林水産省畜産局飼料課	03-6744-2399
北海道農政事務所生産支援課	011-350-7656
東北農政局生産部畜産課	022-221-6198
関東農政局	048-740-0027
北陸農政局	076-232-4317
東海農政局	052-223-4625
近畿農政局	075-414-9022
中国四国農政局	086-224-9412
九州農政局	096-300-6290
沖縄総合事務局	
農林水産部生産振興課	098-866-1653

<実施体制>

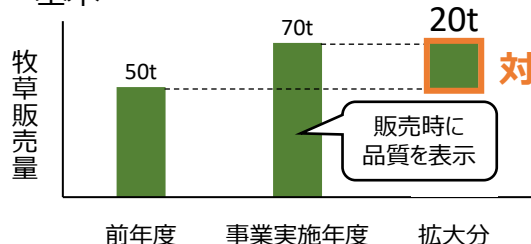


※都道府県を区域とする農業者団体、都道府県等により構成される団体等。

本事業の取組に対して奨励金の交付を行うとともに、国産飼料生産者に対する指導・助言等を行う。

＜対象重量の考え方（例）＞ 注：全て現物重量で計算します。

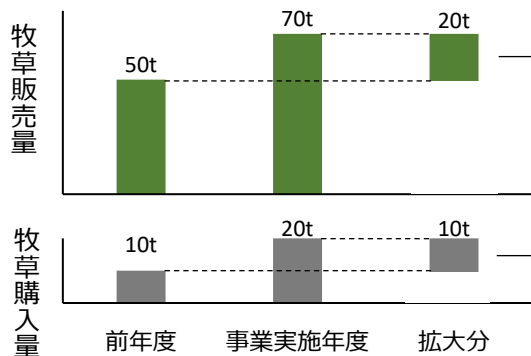
基本



※前年度の品質表示の有無は問わない

$$20t \times 8,300\text{円/t 以内} \\ = \underline{166,000\text{円以内}}$$

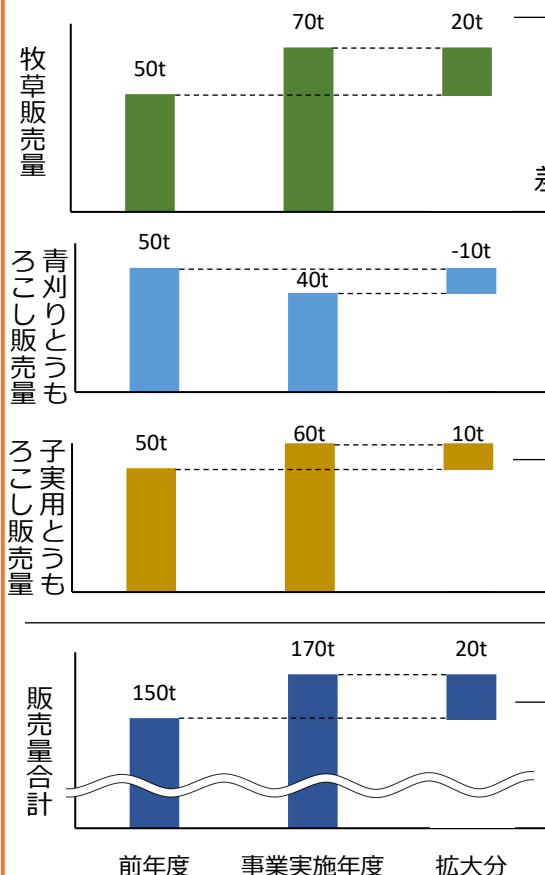
国産飼料の購入も行っている場合



$$\begin{array}{ccc} 20t & 10t & 10t \\ \text{対象重量} & - & \text{対象重量} \\ \hline & 10t & \end{array}$$

$$10t \times 8,300\text{円/t 以内} \\ = \underline{83,000\text{円以内}}$$

複数の飼料の販売を行っている場合



$$\begin{array}{ccc} 20t & 20t & 10t \\ \text{差引増加量} & \div & \text{単純増加量} \\ \hline & & \end{array} \div (\quad + \quad) = 0.7$$

補正係数

対象重量

$$\begin{array}{l} 20t \\ \text{対象重量} \\ \hline 20t \times 0.7 \times 8,300\text{円/t 以内} \\ = 116,200\text{円以内} \\ 10t \\ \hline 10t \times 0.7 \times 12,200\text{円/t 以内} \\ = 85,400\text{円以内} \end{array}$$

$$\text{合計} \quad \underline{201,600\text{円以内}}$$